

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

項目名	上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し								
税目	相続税								
要望の内容	<p>物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう特例を措置すること。また、国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。</p>								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 30%;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）	
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>納税者が物納を利用しやすいよう特例を措置し、また、上場株式等に係る相続税評価方法等の見直しを行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消することで、税制が国民の資産選択に歪みを与えない環境整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。</p> <p>また、相続財産となった上場株式等は、原則、相続時点の時価で評価され、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。</p> <p>このように、上場株式等の相続税に係る課題が、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がなされていることから、上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直しが必要である。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	要望の内容と同じ。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	上場株式等を物納に充てることを希望する者  【参考】個人株主数（居住者）：1,491万人（証券保管振替機構株式等振替制度 株式5 属性別株主数状況（6か月累計）（2023年1月～6月））
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の内容と同じ。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>納税者が物納を利用しやすい納税環境を整備する一環として、上場株式等の相続税に係る物納要件の見直しを行うことが妥当である。また、上場株式等と他の資産との相続税の負担感の差による国民の資産選択の歪みを解消するためには、上場株式等に係る相続税の評価方法等の見直しが必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	—	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度からの継続要望。</p>		